

ホイール・ハブの点検整備について

2013年9月10日
東邦車輛株式会社
品質保証部技術課

トレーラ点検整備方式の走行装置の項目において、ホイール・ハブの点検を規定しています(表1参照)。
当該点検は**使用開始から5年以上経過した車両は定期点検時に必ず実施**して下さい。

表1 点検整備方式(取扱説明書抜粋)

点検項目		点検時期				判定基準	
点検箇所	点検内容	被牽引自動車					
		日常点検	1月ごと	3月ごと	12月ごと		
走行装置	ホイール	ハブの亀裂、損傷及び変形				△	亀裂、損傷、変形がないこと。

△印は弊社が指定している長年使用し続けたトレーラの場合の点検項目を示します。

長年使用し続けたとは、使用開始から5年以上経過したトレーラを指します。

点検要領

1. ハブよりブレーキ・ドラムを外し、ハブのフランジのドラム取付側の付根部の亀裂の有無を染色浸透探傷により点検して下さい(図1参照)。
2. ハブのホイール・ベアリングの勘合部が緩くなっていないかどうか点検して下さい(図2参照)。
3. ハブの摩耗部と未摩耗部との段差をシックネスゲージにて計測し、使用限度寸法(0.4mm)以下であることを点検して下さい(写真1~写真3参照)。計測はハブボルト部全箇所にて行ってください。

※1箇所でも使用限度寸法を超えている場合、又は、使用限度寸法以内でも異状な摩耗、損傷、亀裂が見られた場合はハブを交換して下さい。

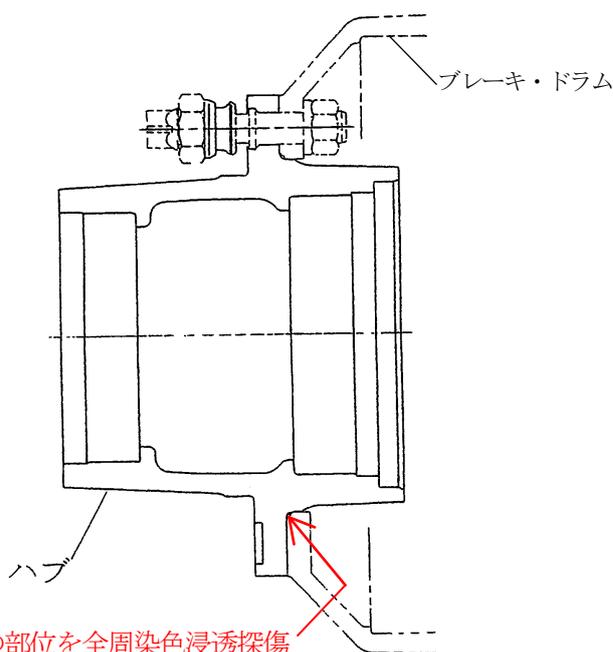


図1 ハブのフランジ部の点検

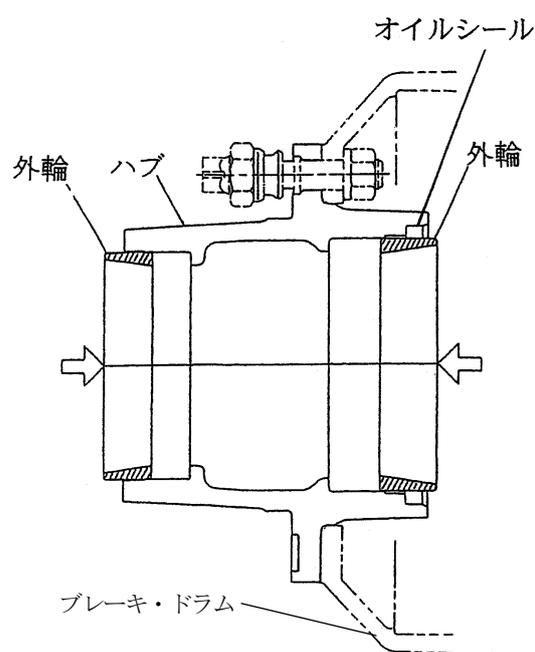


図2 ハブのベアリング勘合部の点検



写真1 ハブ摩耗量計測(シックネスゲージ基準設定)
(隣接する未摩耗部にスケールを当てる)



写真2 ハブ摩耗量計測
(未摩耗部近傍にシックネスゲージを挿入)

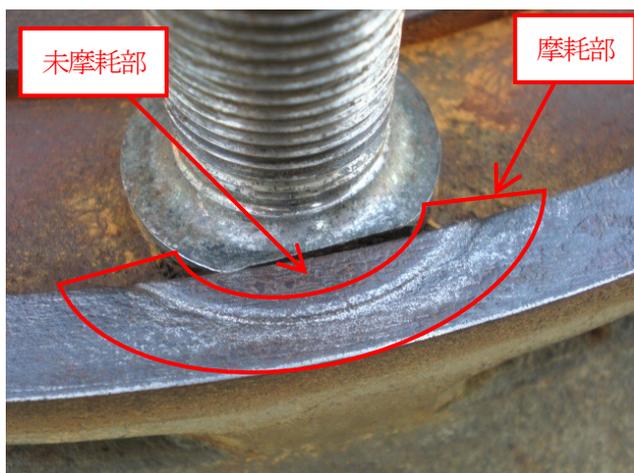


写真3 ハブ摩耗の例

尚、一般社団法人日本自動車車体工業会トレーラ部会発行のトレーラサービスニュースNo.33 も合わせてご参照下さい。

以上